

3. 施策・事業

3.1. 施策体系

本市の地域公共交通が目指すべき将来像・基本方針の実現に向けて、本計画において推進する施策の方向性は、下表の通りです。

また、施策一覧、各施策の概要、実施主体、スケジュール等の詳細は、次頁以降に示します。

表 3-1 基本方針と施策の方向性の対応

将来像	基本方針	施策の方向性
安全・安心・快適な移動を通じて住み続けられる魅力的なまち	①生活拠点を結ぶ交通ネットワークの確保	●公共交通の確保・維持
	②市内の公共交通が相互に補完し合う交通体系の構築	●公共交通の見直し・改善 ●移動資源の総活用
	③公共交通の利用促進と担い手確保の推進	●公共交通の利用促進 ●公共交通の担い手確保
	④みんなで公共交通に乗って支える意識の醸成	●みんなで公共交通に乗って支える意識の醸成

表 3-2 施策一覧

基本方針	施策の方向性	具体的な施策		細目		関連施策
①生活拠点を結ぶ交通ネットワークの確保	公共交通の確保・維持	1	交通事業者への支援による移動手段の確保 【現計画の事業②③⑥】	継続 拡充	交通事業者への支援による移動手段の確保	施策 2, 7, 11, 12
②市内の公共交通が相互に補完し合う交通体系の構築	公共交通の見直し・改善	2	市内路線バスの更なる持続性確保	新規	市内路線バスの更なる持続性確保	施策1, 7, 13
				新規	市内路線バスの見直し検討に関する協議体制の確保	
		3	コミュニティバスの持続性確保 【現計画の事業⑩】	継続 拡充	コミュニティバスの運行の適正化	施策4, 5, 7
				継続 拡充	コミュニティバスの運賃改定の検討・実施	
		4	コミュニティバスの評価指標の見直し 【現計画の事業⑪】	継続 拡充	コミュニティバスの評価指標の見直し	施策3, 5
		5	コミュニティバスへの交通系ICカード決済端末の導入	新規	コミュニティバスへの交通系ICカード決済端末の導入	施策3, 4
	移動資源の総活用	6	新たな公共交通サービスの導入支援・検討 【現計画の事業①④⑧⑨⑫】	継続 拡充	地域主体のグリーンスローモビリティの導入支援	施策13
				継続 拡充	地域の新たな公共交通サービスの検討	
		7	交通事業者等との定期的な意見交換、サービス改善の実施	新規	交通事業者等との定期的な意見交換、サービス改善の実施	施策1, 2, 3, 13
	③公共交通の利用促進と担い手確保の推進	公共交通の利用促進	8	市広報誌やホームページ、SNS等での情報発信 【現計画の事業⑦⑬】	継続 拡充	市広報誌やホームページ、SNS等での情報発信
9			市民に対する利用啓発 【現計画の事業⑭⑮】	継続 拡充	市民に対する利用啓発	施策8, 10, 13
10			高齢者や障がい者等に対する支援・利用促進 【現計画の事業⑤】	継続 拡充	高齢者や障がい者等に対する支援・利用促進	施策9
11			地元企業と連携した利用促進 【現計画の事業⑰】	継続 拡充	地元企業と連携した利用促進	施策1
公共交通の担い手確保		12	人材確保に対する支援	新規	人材確保に対する支援	施策1
④みんなで公共交通に乗って支える意識の醸成	みんなで公共交通に乗って支える意識の醸成	13	みんなで公共交通に乗って支える意識の醸成	新規	みんなで公共交通に乗って支える意識の醸成	施策 2, 6, 7, 8, 9
				新規	市民主体の利用促進活動に対する支援	

3.2. 取り組む施策

■ 基本方針①：生活拠点を結ぶ交通ネットワークの確保

【方向性：公共交通の確保・維持】

施策 1 交通事業者への支援による移動手段の確保

継続拡充

●交通事業者への支援による移動手段の確保

- 住み続けられる魅力的なまちの実現に向けて、鉄道や路線バス、コミュニティバス、タクシーの安定的な運行を維持することで、通勤・通学、買物、通院、習い事等の日常生活における移動手段を確保します。
- 路線バスについては、令和 6 年 3 月に生駒市と奈良交通株式会社の連携強化に関する協定を締結しています。協定に基づいた財政支援を実施することで、路線バスの持続性を強化します。
- タクシーについては、燃料費の高騰等、社会情勢が急激な変化にしている中でも安定的な運行を維持するために、状況に応じて燃料高騰支援等を検討します。



図 3-1 市内を運行する鉄道・路線バス・コミュニティバス・タクシー

実施主体	市民	交通事業者	生駒市	地元企業	その他
		○	○		
スケジュール	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
	【路線バス】				
	奈良交通との協定(3 年毎に更新)に基づく運行			奈良交通との協定(3 年毎に更新)に基づく運行	
	【タクシー】				
	状況に応じてタクシーへの支援を検討				
関連施策	◆施策 2：市内路線バスの更なる持続性確保 ◆施策 7：交通事業者等との定期的な意見交換の実施 ◆施策 12：人材確保に対する支援				

■ 基本方針②：市内の公共交通が相互に補完し合う交通体系の構築

【方向性：公共交通の見直し・改善】

施策 2 市内路線バスの更なる持続性確保					新規
●市内路線バスの更なる持続性確保 ➤ 燃料費や人件費等の高騰など、運行経費の増大によって市内路線バスの収支が悪化しています。市民生活への影響が大きい減便や廃止が実行される前に、事業者に対して適正な運賃改定を働きかけるとともに、財政支援や利用促進などによって市内路線バスの更なる持続性を確保します。 ●市内路線バスの見直し検討に関する協議体制の確保 ➤ 市民生活への影響が大きい減便や廃止の検討を進める場合は、市民と事業者、市で開催する三者協議※を再開するなど、市民を交えた協議を行います。 ※三者協議とは 市民と交通事業者、市の三者で、今後のバス路線のあり方等を協議する場です。令和 4 年 3 月に奈良交通株式会社から路線バスの廃止・見直しの提案があった際には、運行継続に向けて対象路線の沿線ごとに開催しました。					
実施主体	市民	交通事業者	生駒市	地元企業	その他
	○ (三者協議再開)	○	○		
スケジュール	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
	交通事業者や地域住民との協議を適宜実施				
関連施策	◆施策 1：交通事業者への支援による移動手段の確保 ◆施策 6：新たな公共交通サービスの導入支援・検討 ◆施策 7：交通事業者等との定期的な意見交換の実施 ◆施策 13：みんなで公共交通を乗って支える意識の醸成				

施策 3 コミュニティバスの持続性確保					継続拡充
●コミュニティバスの運行の適正化 ➤ コミュニティバスの持続性を確保するため、沿線住民の減少や高齢化、沿線施設の移転といった地区特性の変化に応じて、運行の適正化を検討・実施します。 ●コミュニティバスの運賃改定の検討・実施 ➤ 燃料費や人件費の高騰によってコミュニティバスの運行経費は年々増加しています。運行の持続性を確保するため、市内路線バスの運賃水準も勘案しながら、適正な運賃改定を検討・実施します。					
実施主体	市民	交通事業者	生駒市	地元企業	その他
			○		
スケジュール	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
	地区特性の変化や評価結果等に応じて適宜実施				
関連施策	◆施策 4：コミュニティバスの評価指標の見直し ◆施策 5：コミュニティバスへの交通系 IC カード決済端末の導入 ◆施策 7：交通事業者等との定期的な意見交換の実施				

施策 4 コミュニティバスの評価指標の見直し 継続拡充

●コミュニティバスの評価指標の見直し

- 生駒市ではコミュニティバスの運行継続を判断する評価指標として、収支率 30%以上（行政負担割合 70%以下）を設定しています。
- しかしながら、燃料費や人件費の高騰、人口減少等の公共交通を取り巻く外的要因の変化によって、評価指標を達成できないコミュニティバス路線があります。
- 外的要因の変化は今後も継続・進展することが予想されるため、持続的な公共交通サービスの提供に向けて、現在の評価指標の妥当性を検証し、生駒市に適した評価指標への変更※を検討・実施します。

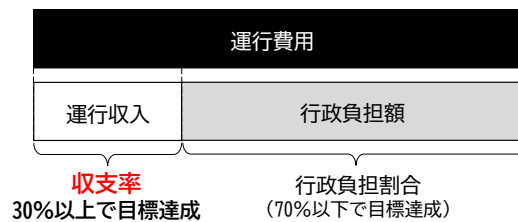


図 3-3 現在の評価指標における達成基準

※評価指標の見直しの検討事項

- ・ 評価基準（収支率の下限）を現状の 30%から引き下げる。
- ・ 活動機会の確保状況を示す指標（沿線人口あたりの利用率、外出率等）を追加する。
- ・ コミュニティバス全体の収支率を評価する。

実施主体	市民	交通事業者	生駒市	地元企業	その他
			○		
スケジュール	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
	評価指標見直しに向けた検討・実施				
関連施策	◆施策 3：コミュニティバスの持続性確保 ◆施策 5：コミュニティバスへの交通系 IC カード決済端末の導入				

施策 5 コミュニティバスへの交通系 IC カード決済端末の導入 新 規

●コミュニティバスへの交通系 IC カード決済端末の導入

- 現在、交通系 IC カードが利用できないコミュニティバス路線（門前線、西畑・有里線、北新町線、萩の台線、桜ヶ丘線）について、新たに交通系 IC カード決済端末を導入する等、利便性の向上を図ります。



図 3-4 路線バスにおける交通系 IC カード決済端末の例

出典：JR 西日本テクシア

実施主体	市民	交通事業者	生駒市	地元企業	その他
			○		
スケジュール	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
	端末設置	交通系 IC カード決済の導入・運用			
関連施策	◆施策 3：コミュニティバスの持続性確保				
	◆施策 4：コミュニティバスの評価指標の見直し				

【方向性：移動資源の総活用】

施策 6 新たな公共交通サービスの導入支援・検討

継続拡充

●地域主体のグリーンスローモビリティの導入支援

- 鉄道、路線バス、コミュニティバスが運行していない地域の自治会などが希望した場合、既存の公共交通に影響がないことを確認したうえで、地域主体のグリーンスローモビリティの導入を支援します。
- 市の支援内容は、運行車両の確保や自動車保険への加入、安全教育や指導の手配等です。



図 3-6 萩の台住宅地グリーンスローモビリティ（はぎくる）



図 3-5 グリーンスローモビリティの導入条件に関する手引き

●地域の新たな公共交通サービスの検討

- 鉄道、路線バス、コミュニティバスが運行していない地域を対象として、地域特性に応じた新たな公共交通サービスの導入に向けた情報収集や検討を進めます。
- 市内企業や病院等が運行している送迎バスについて、関係者と意見交換し、空席を利用した混乗の可能性や、既存の公共交通利用への移行の可能性等を検討していきます。

実施主体	市民	交通事業者	生駒市	地元企業	その他
	○		○	○	
スケジュール	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
	【グリーンスローモビリティ】				
	自治会などの要望に応じて導入の支援				
	【新たな公共交通サービス】				
	新たな公共交通サービスに関する情報収集・検討の実施				
関連施策	◆施策 2：市内路線バスの更なる持続性確保 ◆施策 13：みんなで公共交通に乗って支える意識の醸成				

施策 7 交通事業者等との定期的な意見交換、サービス改善の実施					新 規
●交通事業者等との定期的な意見交換、サービス改善の実施 ➤ 市と交通事業者等で定期的に意見交換を実施し、サービスの現状や課題の確認、その改善等に取り組みます。意見交換を通じて、関係者間で公共交通を乗って支える意識を醸成し、相互に補完し合う安定的な公共交通ネットワークの確保に努めます。					
実施主体	市民	交通事業者	生駒市	地元企業	その他
	○	○	○		
スケジュール	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
	定期的な意見交換、サービス改善の実施				
関連施策	◆施策 1：交通事業者への支援による移動手手段の確保 ◆施策 2：市内路線バスの更なる持続性確保 ◆施策 3：コミュニティバスの持続性確保 ◆施策 13：みんなで公共交通に乗って支える意識の醸成				

■ 基本方針③：公共交通の利用促進と担い手確保の推進

【方向性：公共交通の利用促進】

施策 8 市広報誌やホームページ、SNS 等での情報発信

継続拡充

●市広報誌やホームページ、SNS 等での情報発信

- 公共交通サービスを普段利用しない方や関心が低い方を含めた市民全体に対して、市の広報誌やホームページ、SNS 等を使って、運行内容（ダイヤやルート等）や利用方法（路線バスやコミュニティバスの利用方法、路線バスの定期券の使い方等）等の情報発信を行います。
- 市内の見どころを巡るおでかけマップ（例：北田原線沿線おでかけマップ）を利用した情報発信等により、公共交通によるおでかけの増加を目指します。



図 3-7 広報いこま「いこまち」



図 3-8 北田原線沿線おでかけマップ

実施主体	市民	交通事業者	生駒市	地元企業	その他
		○	○		○※
スケジュール	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
	情報発信の継続・実施				
関連施策	◆施策 9：市民に対する利用啓発 ◆施策 13：みんなで公共交通に乗って支える意識の醸成				

※ 生駒市観光ボランティアガイドの会、関連する観光施設・商業施設等

施策 9 市民に対する利用啓発	継続拡充
------------------------	-------------

●市民に対する利用啓発

- 多様な世代の市民に対して、ライフスタイルに応じた公共交通利用を啓発したうえで、取り組みの効果検証を実施します。

◇ 子どもを対象

交通事業者と連携して取り組んでいる、小学生を対象としたバス利用啓発に関する出前授業等を継続・拡充します。

◇ 親世代を対象

子どもの送迎を行う親世代に対して、学校説明会を通じて公共交通サービスの運行内容や学生定期券に関する情報提供等を検討・実施します。

◇ 高齢者を対象

いきいき百歳体操等の各地域の市民の集まりにおいて、バスを使ったおでかけを提案する取り組み等を継続・拡充します。

◇ 市民全体を対象

多様な分野や世代の地域住民が集まって交流する市内のイベントにおいて、公共交通サービスに関する情報発信等を実施します。



図 3-9 令和 7 年度に実施した生駒北小学校でのバス利用啓発授業の様子

実施主体	市民	交通事業者	生駒市	地元企業	その他
		○	○		○※
スケジュール	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
	利用啓発の継続・実施、効果検証				
関連施策	◆施策 8：市広報誌やホームページ、SNS 等での情報発信 ◆施策 10：高齢者や障がい者等に対する支援・利用促進 ◆施策 13：みんなで公共交通を乗って支える意識の醸成				

※ 学校関係者等

施策 10 高齢者や障がい者等に対する支援・利用促進

継続拡充

●高齢者や障がい者等に対する支援・利用促進

- 生駒市高齢者交通費等助成事業による「生きいきクーポン券」の配布事業を継続し、高齢者や障がい者の方を対象に交通費等を助成します。
- 運転経歴証明書を見せて受けられる特典を紹介するチラシを配布する等、運転免許の自主返納によるメリットを周知することで、公共交通利用者の増加を図ります。



図 3-10 市内の高齢者に対する公共交通割引制度に関するチラシ

実施主体	市民	交通事業者	生駒市	地元企業	その他
		○	○		○※1
スケジュール	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
	現状の制度※2での実施	見直し後の制度※2での実施			
関連施策	◆施策 9：市民に対する利用啓発				

※1 生駒警察署

※2 生駒市高齢者交通費等助成事業の制度

生駒市高齢者交通費等助成事業（令和 8 年度時点）

- ・ 生きがい支援、社会参加の促進、健康づくりに役立ててもらうため、交通機関だけでなく、公共施設の施設使用料、カタログに記載された介護用品などさまざまなメニューでご使用いただける一人当たり 10,000 円分のクーポン券を交付する制度です。
- ・ 市内に住む 75 歳以上の方と障がい者等の方が配布対象です。
- ・ 令和 10 年度から給付額と給付方法を見直す予定です。

運転経歴証明書

- ・ 運転免許を自主返納された方や運転免許を失効された方が取得可能な証明書です。

施策 11 地元企業と連携した利用促進

継続拡充

●地元企業と連携した利用促進

- 学研生駒テクノエリア等の地元企業と協議し、公共交通サービスの利用促進策（例：エコ通勤の推進、運行ダイヤに合わせた始業時刻や就業時刻の調整）を検討・実施します。

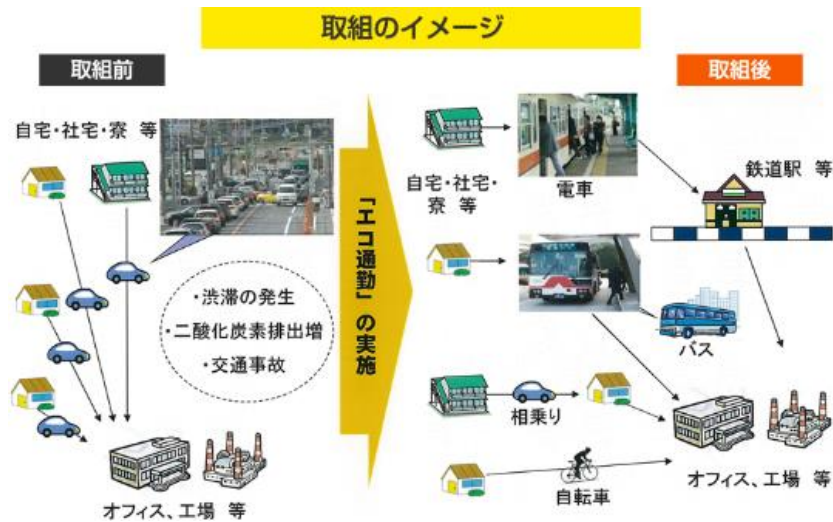


図 3-11 エコ通勤の取組のイメージ

出典：公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 HP

実施主体	市民	交通事業者	生駒市	地元企業	その他
		○	○	○	
スケジュール	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
	利用促進策の検討・実施				
関連施策	◆施策 1：交通事業者への支援による移動手段の確保				

【方向性：公共交通の担い手確保】

施策 12 人材確保に対する支援 新 規

●人材確保に対する支援

- 公共交通の運転士や整備士などの担い手不足の解消に向けて、人材確保のための周知に係る費用や第二種運転免許取得に係る費用の支援などを継続・拡充します。

図 3-12 商工観光課における人材確保補助金の例

実施主体	市民	交通事業者	生駒市	地元企業	その他
		○	○		
スケジュール	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
	支援制度の継続・実施（単年ごとに実施）				
関連施策	◆施策 1：交通事業者への支援による移動手段の確保				

■ 基本方針④：みんなで公共交通に乗って支える意識の醸成

【方向性：みんなで公共交通に乗って支える意識の醸成】

施策 13 みんなで公共交通に乗って支える意識の醸成

新 規

●みんなで公共交通に乗って支える意識の醸成

- 公共交通を今後も維持していくためには、多くの市民が公共交通に乗って、その利用によって公共交通を支えていくことが最も大切で効果的です。各施策を通じて、市民ひとりひとりが「公共交通に乗って支える」という意識を醸成するとともに、市民が主体的に公共交通の利用促進に向けて取り組めるような啓発を行います。

●市民主体の利用促進活動に対する支援

- 市内補助制度（例：生駒市体育振興事業補助金、SDGs 推進事業補助金、地域活動応援補助金「まちなのわ」等）を周知し、市民や自治会及び市民団体等による主体的な利用促進活動（例：バス停付近におけるベンチ設置のように、バス利用者だけでなく、まちを歩く方が利用できる休憩場所の整備など）への活用を呼びかけます。



図 3-13 地域活動応援補助金「まちなのわ」

実施主体	市民	交通事業者	生駒市	地元企業	その他
	○		○(補助金支給)		
スケジュール	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
	市民主体で実施				
関連施策	◆施策 2：市内路線バスの更なる持続性確保 ◆施策 6：地域の新たな公共交通サービスの導入支援・検討 ◆施策 7：交通事業者等との定期的な意見交換の実施 ◆施策 8：市広報誌やホームページ、SNS 等での情報発信 ◆施策 9：市民に対する利用啓発				